

保護者各位

東京都立田無工科高等学校
校長 町田 康広
(公 印 省 略)

令和 6 年度高等学校等就学支援金（7 月申請）について

日頃より学校運営にご協力いただきありがとうございます。

就学支援金は、4 月申請と 7 月申請の 2 回、申請が必要になります（在校生で昨年度の 7 月申請を行い「認定」された方は、4 月申請は不要です。）。

例年、4 月申請の審査結果は 7 月に東京都教育委員会から通知させていただき、その結果を踏まえて 7 月中に申請を行っていただいております。（※ 1）

しかし、今年度は事務処理の都合上、東京都教育委員会から皆様への審査結果通知の発送が 8 月以降になる見込みとの連絡がありました。

これを踏まえ、今年度の 7 月申請の期限については、4 月申請の審査結果が判明したのち、別途ご案内いたします。

案内があるまでは、7 月申請の手続きを行う必要がありません（※ 2）

お手数をおかけしますが、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

※ 1 4 月申請時にマイナンバーを提出し、就学支援金の受給対象となった方については、住所等に変更がない場合、7 月申請に係る手続きは不要となります。

※ 2 就学支援金は、原則として申請日の属する月から支給されますが、**今年度の 7 月申請については、後日ご案内する期限内に申請いただくことで、7 月に申請いただいた場合と同様に取り扱います。**

記

1 配付書類

別紙 令和 6 年度高等学校等就学支援金（就学支援金）支給手續のお知らせ（7 月申請）

2 提出書類の確認について

上記 1 別紙 の 3 フローチャートにて書類提出の必要性の有無を確認してください。

（裏面に続く）

3 申請書類の配付について

以下に該当する方については、8月以降、ご自宅に申請書類を郵送しますので、同封の通知文に記載されている書類を提出してください。

- (1) マイナンバーを提出し、審査の結果「不認定」となった方
- (2) 前回申請時に「課税証明書」又は「生活保護受給証明書」により認定された方
- (3) 令和5年1月2日から令和6年1月1日までに区市町村を越えて転居し、「変更届」を本校に提出された方
- (4) 前回申請時から保護者の変更があり、「変更届」を本校に提出された方

※ 上記に該当せず、申請書類が必要な方は、お手数ですが、経営企画室へご連絡ください。

4 提出期限

申請書類お渡し時に別途ご連絡致します。

5 提出方法

書類の提出が必要な方は、申請書類等を経営企画室へ持参してください。

東京都立田無工科高等学校
経営企画室 佐々木
電話 042-464-2225